

業労働組合難波炭一帯ノ指導ヲ受ケ即日深川区石島所一六三番地ニ一戸ヲ借受ケテ労働團本部ト爲シ対策ヲ協議シ居レルカ一方別添(内相閣下ニノミ)ノ如キ印刷物ヲ配布スルト共ニ日本橋區坂本所ニ七株式取引員入。商會事村上文策ヲ工場主ト個人関係アルヲ利用シ同區方面ニ工場主糾弾ノポスタ一等ヲ貼付シ同人ノ斡旋ニテ二十一日工場内ニ於テ代表等工場主ト會見シタルカ工場主ハ賃金値下ヲ撤回セサルノミナラズ解雇手當十四日分以上支給不可能ナル所以ヲ力説セルヨリ飽クマテ目的ヲ貫徹スヘク対策協議中

事業主側
賃金値下ヲ發表スルヤ工場主ハ之ヲ承認セルモノハ就業シ不承認ノモノハ退職スヘシト極メテ強硬ナル態度ヲ持シ本罷業ヲ見タルク結局ハ解雇手當、問題ニ落着スヘキニ非スヤト思料セラル

右及申(通) 報候也

(別記) 要市書

- 一、賃金値下絶対及對
- 二、定期日以外ニ休業スル場合ハ賃金額ヲ支給コト
- 三、休業場合ニハ一時向ニ付一分五厘ヲ支給スルコト
- 四、工場閉鎖絶對及對
- 五、争議ニ関シ犠牲者ヲ絶對ニ出サハルコト
- 六、健康保険料工場主全額不擔コト
- 七、退職長絶対及對

右ノ通要市候也
昭和五年七月十二日

入丸木工所 袴田摩吉 殿

工場控索負一同